

## 【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた貸会議室使用時の注意事項について】

### ○利用いただける会議室一覧

会議室名	居室面積	利用定員（上限）	利用可能時間
101	21 m <sup>2</sup>	5名	午前9時から午後10時まで
102	21 m <sup>2</sup>	5名	
103	126 m <sup>2</sup>	22名	
104	99 m <sup>2</sup>	24名	
1001	27 m <sup>2</sup>	6名	

※会議室 105・106・701・702・703・1002・1003 は当面の間利用できません。

### ○利用いただけないケース

- ・庁舎内貸会議室については、当面の間、上記の会議室を貸し出すこととし「密集」「密接」を避けるため、利用定員の上限を設けこれを超える人数では利用いただけません。
- ・会議室を利用する際は、利用者全員が庁舎入口に設置している体表面温度計測カメラで検温を行ってください。なお、検温時に 37.5℃以上の発熱がある方は利用いただけません。
- ・利用者に発熱・咳などの風邪のような症状がある場合は利用いただけません。
- ・会議室内での飲食、ケータリング及び飲酒はできません。（お茶等は可）
- ・飛沫感染防止の観点から、大きな声を出すような目的では利用いただけません。
- ・不特定多数が来場するような、イベントについては利用いただけません。

### ○会議室を利用するにあたってのお願い

- ・会議室利用後、ご自身に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は総務課へご連絡をお願いします。
- ・「大阪コロナ追跡システム」QRコード及び登録方法を利用会議室内に掲示していますのでご活用ください。
- ・人と人の接触を避け対人距離（できるだけ2mを目安に（最小1m））を確保してください。
- ・利用にあたってはマスクを着用してください。
- ・会議室の利用前後に手洗い・手指消毒を行ってください。
- ・会議室内に手指消毒用アルコールを設置しているので、適宜手指の消毒を行ってください。
- ・会議室のドアノブや机など複数の人の手が触れる場所については、利用前後に消毒を行ってください。（手指消毒用アルコールと別に消毒液と拭き取りペーパーを貸し出します。なお、使用後は鍵の返却にあわせて守衛室に返却してください。）
- ・利用にあたっては十分な座席の間隔を確保してください。

お問い合わせ先

総務部総務課 庁舎管理担当

06-6992-1432 （内線 2111・2112・2113）

## 守口市庁舎会議室一覧表(別紙)

(使用料は1室あたりの金額です)

	一般利用の再開	部屋の広さ	定員(人)	感染予防対策に伴う 利用者の制限(人)	使用料 ※1 (30分につき)	使用可能備品	飲食	飲酒	飲酒可能時間	ケータリングの利用
相談室101	可	21㎡	10	5	60円	無	不可(お茶等は可)	不可	-	不可
相談室102	可	21㎡	10	5	60円					
会議室103	可	126㎡	45	22	410円	有	可 →当面の間不可	開庁日 18時以降 閉庁時 9時から22時まで	可 →当面の間不可	
会議室104	可	99㎡	42	24	320円					
会議室105	当面の間不可	99㎡	42	-	320円					
会議室106	当面の間不可	121㎡	72	-	390円					
会議室701	当面の間不可	32㎡	18	-	100円					
会議室702	当面の間不可	29㎡	18	-	90円					
会議室703	当面の間不可	45㎡	24	11	140円	無	可 →当面の間不可 (お茶等は可)	不可	-	不可
会議室1001	可	27㎡	8	6	400円					
会議室1002	当面の間不可	17㎡	6	4	250円					
会議室1003	当面の間不可	17㎡	6	4	250円					

※1 市民等(市内在住・在学・在職の方)以外の使用は1.5倍、営利を伴う使用は市民等が1.5倍、市民等以外は3倍となります。1円未満は切捨て10円未満は10円単位に切上げます。なお、端数処理は計算の最後に行います。

◇会議室の使用に際しては、申請内容により許可できない場合があります。また、会議室等を災害時の避難場所や選挙の会場に使用する場合などは、使用許可書の交付後であっても許可を取り消すことがあります。(新型コロナウイルスの感染拡大状況等によっては、市の判断により、本許可を取り消すことがあります。)